

基本目標2 健康・福祉のまち

1 地域福祉の充実

施策の方針

児童や障害のある人、高齢者等、日常生活に何らかの支援を要する人たちを取り巻く様々な課題に対して、地域の実情に応じて地域で支え合う「共助の社会」の再構築を目指し、地域住民が主体となって相互に助け合い、支え合うことのできる地域づくりを進めます。そして、だれもが住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

現状と課題

少子高齢化や人口減少、価値観の多様化などにより、地域住民が抱えるニーズや課題は多様化するとともに増大しています。また、担い手が減少するだけでなく、コミュニティ機能の低下により、地域の連帯感や活力による助け合いも難しくなっています。

本市では、平成23年度に、地域における「つながり」や「支え合い」の再構築に向け、「南国市地域福祉計画」を策定し、地域福祉活動の中核的な役割を担う南国市社会福祉協議会のほか、民生児童委員、町内会、自主防災組織、ボランティア活動等と連携し、地域に密着した幅広い地域福祉活動を行ってきました。平成28年度には、より実践的な活動へとつなげるため、南国市社会福祉協議会策定の計画と一体的に「第2次南国市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

今後、地域における様々な生活課題に対応していくためには、地域の特性を生かしながら、地域住民が主体となって相互に支え合うことのできる地域づくりを進める必要があります。そして、互いに人格と個性を尊重しながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して地域福祉を推進する体制づくりが必要です。

主要施策

(1) 民生児童委員の活動支援

○地域福祉の担い手である民生児童委員の力が十分に発揮できるよう、民生児童委員協議会との連携を図り、活動しやすい環境づくりに努めます。

(2) 南国市社会福祉協議会との連携

○地域での孤立化を防ぎ、地域の生活課題を早期発見するための地域でのサポート体制づくりや、住民同士の交流の場づくりなど、南国市社会福祉協議会と連携して地域福祉活動を推進します。

(3) 災害時の支援体制の構築

○災害時要配慮者台帳システムの運用により、要配慮者について、支援機関との情報共有を進め、日頃からの地域の見守りのネットワークづくりに活かすとともに、災害時の支援体制の構築を推進します。

(4) 住民の健康づくり・生きがいつくりの推進

○住み慣れた地域で、だれもがいつまでも安心して生活するために必要な健康づくり・生きがいつくりを推進し、住民一人ひとりの元気を涵養するとともに、仲間づくりや世代間交流を促進することによって、地域力の向上を目指します。また、地域の生活課題に対応した新たな支え合いの仕組みづくりと、支え合い活動を推進することを目的として、居場所や相談場所、就労等の機能を持つ拠点を整備し、曜日別にサービスを提供するあったかふれあいセンター運営事業を推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
「避難行動要支援者名簿」掲載者に占める情報共有同意者の割合	%	49.8	60.0	南国市地域防災計画における避難支援関係者での情報共有に同意した者の割合



南国市地域福祉フォーラム



なんこくボランティアDAY

2 子育て支援の充実

施策の方針

子育て支援を量と質の両面から充実させるために、家庭を中心に、保育所、幼稚園、学校、地域、企業、自治体など、すべての人が子育て支援に対する関心や理解を深め、それぞれの責任と役割を果たすことにより、すべての子どもの健やかな成長と、家庭を築き子どもを産み育てたいと願う人々の希望が満たされる社会の実現を目指します。

現状と課題

少子化傾向の継続の子ども自身に与える影響や将来の社会経済に及ぼす影響は、一層深刻化しています。また、核家族化などにより子育ての孤立化が進むなか、将来を担う子どもを育成することは、社会全体の責任であり、児童福祉の推進を図ることは、今後ますます重要となっています。

本市では、乳幼児医療費の助成や児童手当の支給など、子育てに関わる経済的負担の軽減や、家庭や子どもに関する相談業務、児童虐待等の問題を抱える家庭への支援など、各種の子育て支援施策を推進してきました。

今後は、子どもの視点が大切にされ、子どもの利益が最大限に尊重されるとともに、子育てしながら安心して仕事ができるよう、保育サービスの充実や子どもの居場所づくりを図り、家庭における子育てを基本としつつ、地域全体で子どもの成長と子育て家庭の成熟を温かく見守り、積極的に支えていくことが重要となっています。



子育て講座「ミュージックケア」

主要施策

(1) 子育て支援サービスの充実と子どもの居場所づくりの推進

○低年齢児保育をはじめ、保育サービスの充実を図るとともに、放課後児童対策、ファミリーサポートセンター事業など、子どもの居場所づくりに努めます。

(2) 地域における子育て支援の充実

○地域における子育て支援体制の充実を図るため、民生児童委員をはじめ、地域の人々や組織との連携の強化に努めます。

(3) 子育てに関する経済的支援の充実

○保育料軽減や副食費の無償化など、子育て世帯への直接的な経済的支援を引き続き実施していきます。

○子育て世代が経済的に安心して子どもを育てることができるよう、児童への医療費助成などを引き続き実施していきます。

(4) 児童家庭相談・支援体制の充実

○すべての子どもの心身ともに健やかな成長を目指し、子どもの権利擁護を推進します。令和3年度に新たに設置する「子ども家庭総合支援拠点」を中心として、福祉、保健・医療、教育等各分野が連携し、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした総合的な相談・支援に取り組みます。

(5) 若い世代の結婚等の希望をかなえる支援の推進

○若者の結婚への希望をかなえるため、高知県及び周辺市町村と連携して、独身男女の出会いの場づくりや結婚支援を行うとともに、結婚・妊娠・出産に関する必要な経済的支援の実施・検討に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
放課後児童クラブ受入枠	人	539	580	
放課後子ども教室実施数	箇所	3	4	小学校 13 校中
ファミリーサポートセンター登録会員数	人	80	140	

3 高齢者支援の充実

施策の方針

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるように、健康づくりや社会参加活動の取組を促進するとともに、高齢者福祉・介護保険サービスの充実、日常の見守り体制や災害時の支援体制など、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを推進します。

現状と課題

総人口が減少する中で、65歳以上の高齢者数はピークを迎えた後、減少する見込みですが、後期高齢者の割合は増加し、団塊の世代が後期高齢者になる2025年以降は、医療・介護の需要がさらに高くなるが見込まれています。

本市の平成27年までの5年間における世帯構成の推移をみると、一般世帯数が19,332世帯から19,431世帯と99世帯の微増であるのに対し、65歳以上の高齢者を含む世帯数は7,954世帯から740世帯増加しています。このうち高齢独居世帯は471世帯増加し2,534世帯、高齢夫婦世帯は297世帯増加し2,056世帯となっています。

介護保険の要支援・要介護認定率や第1号被保険者1人あたり調整給付月額是全国及び高知県内平均を下回っていますが、今後も、高齢化は確実に進行し、高齢者世帯の増加に伴い、介護や支援を必要とする高齢者の増加やひとり暮らし高齢者の増加等が予想され、高齢者を支える地域づくりを進めることが課題となっています。

また、高齢化の進行に伴い増加する認知症は大きな社会問題となっており、認知症の予防と早期の対応、認知症に関する正しい知識の普及啓発が重要となっています。



地域ケア会議



健康なんこく☆ぎらり☆フェアでの体操

主要施策

(1) 高齢者の自主的な活動支援

- 「いきいきサークル」や「老人クラブ」など、高齢者が地域で行う自主的な活動を支援し、参加を促進します。
- 高齢者の閉じこもり防止のため、地域で歩いて行ける範囲に集う場所をつくるなど、高齢者の居場所づくりを推進します。

(2) 高齢者の社会参加の推進

- 高齢者の社会参加を支援し、活力ある生活を送っていただくために、働く意欲のある高齢者の受け皿として、南国市シルバー人材センターの活動を支援します。

(3) 多様なサービスの提供

- 介護が必要な高齢者に多様なサービスを提供するため、地域密着型サービスを充実します。
- 高齢者の生活ニーズに応じた多様なサービスを提供するとともに、地域ケア会議を通じて利用者に適切なサービスが提供できているかを検証するなど、介護給付の適正化を図ります。

(4) 介護予防の推進

- 地域の高齢者が自分らしく生活できる環境をつくるため、介護が必要な状態になる前からの予防と健康意識の向上を推進します。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施やフレイル健診など、保健衛生部門との連携による健康づくりと介護予防を推進します。

(5) 認知症施策の充実

- 認知症への早期対応、重度化の防止に努めるとともに、認知症の高齢者とその家族を支援する体制づくりを進め、地域で認知症の高齢者を支える仕組みづくりを推進します。

(6) 医療と介護の連携

- 医療と介護、双方を必要とする高齢者でも、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、医療機関と介護関係者との連携を推進します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
いきいきサークル数	サークル	40	40	サークル数維持
要支援・要介護認定者数	人	2,501	2,624 以下	H29 時点の推計値 を下回る

4 障害のある人への支援の充実

施策の方針

障害者基本法に基づく国の障害者基本計画との整合を図りながら、障害のある人の社会のあらゆる分野への「完全参加と平等」の実現に向けて、南国市障害者基本計画及び南国市障害福祉計画を策定し、障害のある人もない人もともに支え合い、安心していきいきと暮らせる「共生社会」の実現を掲げ取り組んでいます。

また、障害者虐待防止の啓発を図る

とともに、精神障害者については、社会全体で精神障害者への理解が深まるよう広報・周知を行います。

現状と課題

近年、障害のある人を取り巻く状況は著しく変化し、障害のある人の高齢化や障害の重度化・重複化、介護者の高齢化が進んでおり、障害のある人に対する施策の一層の充実が求められています。

また、障害者総合支援法施行後、自立支援給付費等のサービスの総量は伸びており、障害福祉サービスを受けるにあたって必須となっているサービス等利用計画を作成する事業所・相談支援専門員が不足していたため、令和2年8月から障害児の一般相談を市内事業所に委託し、一般相談の体制の充実に努めています。

今後とも、障害のある人が地域の中で自立し、安心して暮らせる社会づくりに向け、行政や障害者関連事業者のみならず、南国市障害者自立支援協議会との連携のもと、地域ぐるみで障害のある人に対する施策を進めていく必要があります。



広域福祉避難所の開設・運営訓練

主要施策

(1)障害福祉サービスの充実

○既存の事業所をはじめ、新規事業所の開設を働きかけ、社会資源の増加を図ります。特に、相談支援事業所・相談支援専門員については、現状でも不足しており早急な対策が必要です。

(2)自立支援協議会の充実

○自立支援協議会について、相談支援部会をはじめとする各部会を開催し、地域課題の解決を目指します。また、他の機関や組織との連携により、各組織が相互に補完し合い切れ目のない支援を実施できることを目指します。

(3)障害者虐待の防止

○障害者虐待防止センターの周知を、市広報紙や市ホームページを通じて行います。虐待事例で切り離しが必要な場合は、速やかに措置します。

(4)災害時の福祉避難所の整備

○大規模災害が発生した場合は、高齢者や障害のある人など、一般的な避難所での生活に支障がある人を対象に、必要に応じて福祉避難所を開設します。また、既存の社会福祉施設等の事業者との福祉避難所の設置・運営に関する協定締結を推進するとともに、市の施設の機能整備を進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
福祉避難所協定施設数	施設	20	22	

5 社会保障の充実

施策の方針

すべての市民が健康で文化的な暮らしを営み、不安のない生活を送ることができるよう、国民健康保険など社会保障制度の適切な運用と市民の正しい理解の浸透に努めます。また、「第2のセーフティネット」として生活困窮者への支援を推進し、生活保護に至る前のサポート体制の充実を図ります。

現状と課題

医療の高度化や高齢化の進行に伴う医療費の増加により、国民健康保険は厳しい財政運営が続いています。特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病の発症や重症化の予防に取り組んでいますが、さらに受診率の向上に取り組む必要があります。また、健診結果やレセプトデータを活用し、効果的かつ効率的な保健事業を実施することで市民の健康づくりと医療費の適正化を図ることが求められています。

平成30年度の国民健康保険制度改革により、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととなりました。市は、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行い、県と連携して今後も安定した国保運営を行っていきます。

生活保護法制度における被保護世帯数及び人員は、社会情勢や経済情勢などの社会変動に応じて推移する傾向があります。近年の景気回復は低所得者層には反映されておらず、保護率は平成17年のピークからほぼ横ばいの状況にあります。今後とも各制度についての正しい理解の浸透に努め、適切な運用を図るとともに、生活困窮者に対し、南国市社会福祉協議会との連携のもと、自立に向けたきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

主要施策

(1) 国民健康保険の健全運営と医療費の適正化

- きめ細かな納税相談等により、国民健康保険財政と事業の健全な運営に努めます。
- レセプト点検体制の充実のもと、重複多受診者への訪問指導体制の強化を図るほか、ジェネリック医薬品の使用促進やデータヘルス計画に基づく医療費適正化事業、保健事業を実施します。

(2) 生活困窮世帯への支援

- 生活困窮者が社会で孤立せず、尊厳を持って自立した生活が送れるよう、相談体制を強化するとともに、自立支援を行います。
- 民生児童委員をはじめとする地域の支援者が支援を行えるよう、南国市社会福祉協議会と連携して研修や見守りネットワークの構築に努めます。
- 生活困窮世帯の児童・生徒に対して、子どもが自ら困難を解決できる力を身につけ貧困の連鎖を防ぐことを目的に、学校等と連携を図り、学習・生活支援を行います。
- 被生活保護世帯に対しては、その世帯の状況に応じた援助方針に基づき、きめ細やかな指導・援助を行います。

(3) 成年後見人制度の周知

- 判断能力が十分でない人に対し、法的に保護支援するための成年後見制度の周知に努めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定の考え方等)
特定健診受診率	%	37.8	60.0	
生活困窮者支援世帯数	世帯	32	30	法に基づく支援プラン作成件数 ※現状維持

6 健康・保健活動の充実

施策の方針

健康寿命の延伸を目標に、赤ちゃんから高齢者まで、すべての市民が健康でいきいきと暮らせるよう、健康診査や疾病予防などの各種保健事業の充実に努めます。

また、市民が心身ともに健康であるために、「自分の健康は自分でつくる」という意識の醸成と、地域住民による地域ぐるみでの自主的な健康づくり活動の充実を図るための支援を行います。

さらに、母子保健事業では、次世代を担う子どもたちの健やかな成長のために、妊娠期から出産・育児期において、子どもたちだけでなく、子どもを育む基盤となる家庭や保護者への切れ目のない支援を行います。

現状と課題

市民の健康増進のために健康診査、各種予防接種等を実施していますが、いずれもその受診率や接種率の向上が課題となっています。

そのために様々な媒体を使い、広報に努め、受診勧奨を行うとともに、受診しやすい日程の設定、受診者の利便性を図るなどの工夫を行っています。

また、「南国市健康増進計画」に基づき、健康づくりに関する啓発活動を様々な機会を捉えて実施していますが、地域で健康づくりを推進する市民組織やボランティア活動に参加する市民の固定化、若い世代への交代が進まないこと、地域全体への活動の広がりが見られないことなどが課題となっています。

母子保健事業については、ライフスタイルの変化によって、家族の支援が受けられない場合や、経済的困窮や育児困難、育児不安などを抱える家庭、育てにくさを感じている親が増加しており、これらの家庭に対する支援が必要となっています。また、乳幼児健診の受診率は93%~95%になりましたが、この受診率を維持することと、受診後の発達が気になる乳幼児への支援体制をより充実できるよう努める必要があります。

世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止策は、経済、社会、人々の生活様式に大きな変化をもたらしました。これら社会経済情勢の変化に対しては、その趨勢を見極め、適時適切な施策の推進が多方面で必要となってきますが、市民の健康をまもるための感染予防策については、必要十分な対策を迅速にとっていくことが重要となります。

主要施策

(1)健康づくりの推進

- 市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識のもと、生活習慣改善に取り組めるよう、健康づくりに対する意識の醸成を図ります。
- 健康イベント開催などにより、健康づくりの普及・啓発活動を展開するとともに、特定健診やがん検診、歯科健診等の定期的な受診の勧奨を行い、健康寿命の延伸を図ります。
- すべての市民が食に対する正しい知識と望ましい食生活を身につけ、心身の健康増進が図れるよう、食育活動を推進します。

(2)感染症予防の推進

- 新型コロナウイルス感染症予防については、市民のワクチン接種を推進するとともに、公共施設における感染予防の徹底と感染予防対策の啓発に努めます。
- 結核や感染症、食中毒等の予防事業の推進に努めるとともに、日常的な感染症防止の正しい知識の普及を図ります。

(3)精神保健の推進

- 精神疾患への理解を進めるための啓発を行うとともに、精神障害者やその家族に対し、地域で生活するための適切な支援が得られるよう、関係機関との連携強化を図ります。また、うつ病や自殺対策として、相談体制の整備や若年層への啓発活動を推進します。

(4)母子保健の充実

- 保健師による面接相談、家庭訪問などによる支援、助産師や母子保健推進員による家庭訪問や子育て情報の提供などにより、妊娠・出産・育児に対する不安軽減を図ります。
- 子どもの成育段階に応じて実施している乳幼児健診の意義や必要性を啓発するとともに、未受診家庭へ積極的な受診勧奨を行います。
- 子どもの予防接種を正しく受けてもらえるように、保護者に対し、きめ細かな指導や相談を行い、接種率向上を目指します。
- 養育困難や育児混乱を起こしている家庭に対して、専門職による相談支援体制の強化を図ります。また、発達障害に対する支援体制の強化を図ります。
- 妊娠・出産・子育てに関し、継続的な相談支援ができるよう、体制を強化します。また、家庭の状況に応じた児童家庭相談を行うとともに、保育所や小・中



学校等を定期的に巡回訪問するなど、相談体制の充実を図ります。

成果指標

指標名	単位	現状値 (令和1年度)	目標値 (令和7年度)	備考 (数値の測定根拠と設定 の考え方等)
乳幼児健診受診率（3歳4か月児）	%	93.0	95.0	健診対象者と参加者の割合
大腸がん検診の受診率 (市、医療機関または職場のいずれかで)	%	44.6	50.0	
胃がん検診の受診率 (市、医療機関または職場のいずれかで)	%	46.7	50.0	

7 地域医療体制の充実

施策の方針

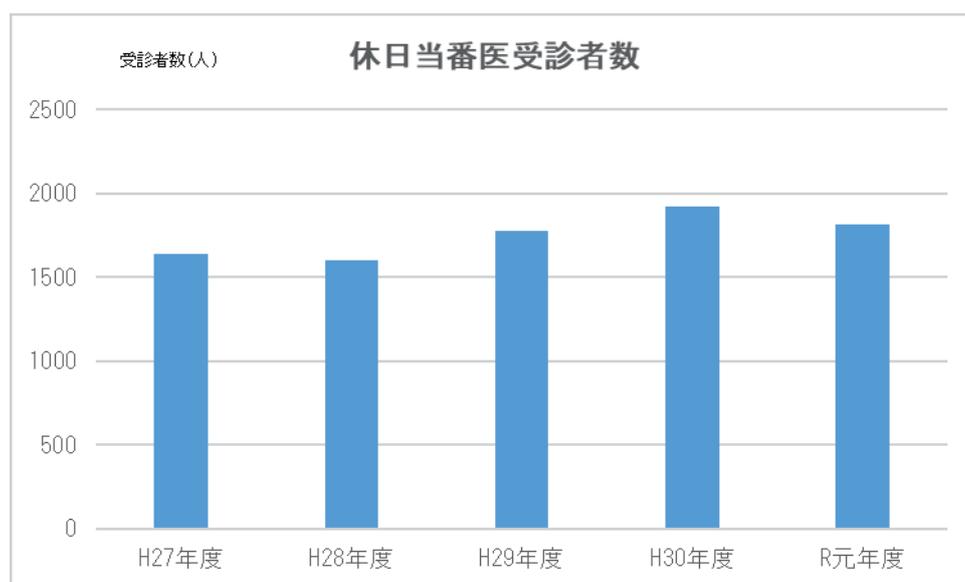
医師会や歯科医師会と協力して市民が安心して医療が受けられる体制の充実を図ります。また、3人に1人は高齢者という社会に備え、保健、医療、介護、福祉が連携して在宅でも安心して医療、介護が受けられる地域包括ケアシステムの構築に努めます。

現状と課題

病院や医師の不足が叫ばれるなか、市内には比較的多くの医療機関があり、通常の医療体制は恵まれた状態ですが、ほぼ市の中央部に集中しています。また、分娩を取り扱う医療機関は、現在、市内にJA高知病院と高知大学医学部附属病院のみであり、市外の医療機関で出産することも多くなっています。分娩可能な医療機関は近隣市でも年々減少しており、その確保が課題となっています。

休日医療の確保や、生活習慣病及び重症化予防対策としての健康診査の受診率向上のため、また、定期的な歯科健診の実施など、医師会や歯科医師会をはじめとする関係機関との連携の重要性が高まっています。

医師会主催の地域連携に関する勉強会などに積極的に参加し、医療・介護・福祉などの関係機関との連携を深め、それぞれの分野での協力体制の充実に努めることで、急性期にはスムーズに入院でき、回復後は安心して自宅に帰って療養できるようなシステムの構築に向け、さらに取り組む必要があります。



主要施策

(1) 地域医療体制の整備

- 医師会や歯科医師会と連携しながら、市民が医療を受診しやすい体制づくりを進めるとともに、訪問診療や訪問看護などの在宅医療サービスの提供・充実を図ります。
- 住み慣れた地域で安心して暮らせるように、医療・介護・福祉の連携を推進します。
- 分娩可能な市内の医療機関の一つである JA 高知病院に対して、地域医療の拠点機関としての機能が発揮されるよう、必要な支援を行います。

(2) 休日夜間医療の確保

- 医師会と協力して、休日医療の確保に努めるとともに、夜間の医療の確保については、近隣市との連携や市内公的病院への支援により、市民の急病時の円滑な受入体制の整備に努めます。
- 市民に対し、一般診療と救急診療の違いや救急医療の現状について理解を求め、適切な受診を促すための啓発を行います。

(3) 災害時の医療救護体制の整備充実

- 南海トラフ地震などの災害時に備え、県福祉保健所や医師会と連携して、災害時における医療救護体制の充実を図ります。



災害時医療救護体制の整備（トリアージ訓練）